

Vol.152

今回は 所得税・法人税

相談事例紹介

会員相談室

相談委員 菅沼 俊広 (麹町)



電話相談
受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分
03-3354-8520



事前予約
面接相談・随時相談
03-5919-7157

改正電子帳簿保存制度 (電子取引)

事例1 電子取引の保存要件
令和3年度税制改正により、従来電子取引におけるデータ保存は紙出力により保存することが認められていたが、データのままで保存することが義務付けられることとなった。(電帳法7)。

電子取引の保存要件(データ保存のための要件)とは何か。

回答 電子取引データを保存するためには、真実性と可視性の要件を充足することが必要となる(規則2②一イ、二、⑥六、七、4①)。

検討 1. 真実性の要件

真実性の要件は、以下の措置のいずれかを行うこととされている。

- (1) タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う。
- (2) 取引情報の授受後、速やかに(またはその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく。
- (3) 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う。
- (4) 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う。

2. 可視性の要件

可視性の要件は、以下の措置を行うこととされている。

- (1) 保存場所に電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。
- (2) 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること。
- (3) 検索機能(日付・金額・取引先)で検索できるようにすること。

事例2 真実性の要件、可視性の要件の具体的な充足方法

電子取引(データ)の真実性の要件、可視性の要件を充足するためには具体的にどのような方法がよいのか。

回答 1. 真実性の要件の具体的な充足方法
真実性要件を充足するためには、タイムスタンプの付与や訂正・削除のできないシステムを使用することも考えられるが、いずれの方法もそれなりの費用が必要となることから、「正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程」を作成することが有用である。

「正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程」のひな型は個人と法人について国税庁ウェブサイトよりダウンロードすることができるため、これを活用するとよい。

2. 可視性の要件の具体的な充足方法

可視性の要件を充足するためには、保存場所に電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタと操作マニュアルを備え付け、電子計算機処理システムの概要書(マニュアル)を備え付けることと検索機能(日付・金額・取引先)で検索できるようにすることが必要であるが、電子計算機(パソコン等)や業務で使用する各種プログラムについては通例PDF形式のマニュアルが用意されていることから、インターネット等を通じてそのマニュアルを入手・保管しておけばよい。

検討 1. 真実性の要件の具体的な充足方法
「正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程」の要点は、訂正削除を原則

禁止することと、訂正削除を行う場合に「取引情報訂正・削除申請書」を作成・保管し、訂正・削除を行った後「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成・保管することで、訂正・削除を行う場合にはしっかりとした管理を行い、記録を残すことを明確にすることである。

2. 可視性の要件の具体的な充足方法

検索機能(日付・金額・取引先)で検索できるようにすることについては、①ファイル名を日付・金額・取引先とする方法と②ファイル名は連番として索引簿を作成する方法の2つの方法があるが、①ファイル名を日付・金額・取引先とする方法では、その作成と運用が煩雑になることから、下記のようにファイル名は連番として表計算ソフトを利用して索引簿を作成するとよい。



事例3 電子取引(データ)の対象取引
電子取引(データ)とは、そもそもどのような取引を対象としているのか。

回答 電子取引(データ)の具体的な保存方法についてわかりづらいとの声がよく聞かれるが、電子取引が具体的にどのようなものを明確にし、真実性要件を充足する「正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程」を作成し、検索機能(日付・金額・取引先)で検索できるようにすれば、対応することはそれほど困難ではないと思われる。

EDI(Electronic Data Interchange)〔電子データ交換〕(専用回線や通信回線を通じ、ネットワーク経由で標準的な書式に統一された発注書、納品書、請求書などのビジネス文書を電子的に交換すること)を別にすれば、小規模事業者における電子取引(データ)はそれほど多くはないと考えられる。

検討 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りるとされていることから電子メールに添付されて送受信される請求書等については、従来通り書面の保管でよいこと、インターネットサイトでの物品購入が巨額になることは少ないこと、複合機等のFAXについてFAXの一般的な使用状況を踏まえれば、送信者側も受信者側も書面により確認及び保存することを前提としていることから、そのようなやりとりは書面による取引と考えられ、具体的な電子取引を洗い出して頻度等を確認することで対応は可能となる。

下記のようなチェックシートを作成し、どのような電子取引があるかを明確にしておくこととよい。

電子取引調査シート
以下調査する取引がある場合には、チェックを付し、内容を記載してください。

| 取引内容 | チェック欄 | 取引相手 | 取引頻度 |
|--|-------|------|------|
| 1. 電子メールでの送受信(請求書・納品書)の授受を伴う取引 | | | |
| 2. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引 | | | |
| 3. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引 | | | |
| 4. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 5. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 6. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 7. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 8. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 9. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 10. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 11. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 12. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 13. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 14. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 15. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 16. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 17. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 18. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 19. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |
| 20. インターネットサイトでの商品・サービス購入を伴う取引(電子決済)による取引(電子決済)による取引 | | | |

会社名: _____
調査日: _____
調査者: _____

事例4 消費税インボイス方式と所得税、法人税の電子取引保存要件の関係

令和5年10月から開始されるいわゆるインボイス制度では、電磁的方式によるインボイス発行も認められているが、所得税、法人税、消費税でその取扱

いに違いはあるか。

回答 電子取引の保存要件(データ保存のための要件)は所得税・法人税が対象となっており、消費税法上、電子インボイスを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存した場合には、仕入税額控除の適用を受けることができることとされているが、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を相手方に提供することもできるとされており(新消法57の4①⑤)、その場合、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を

- (1) 電磁的記録のまま、又は
- (2) 紙に印刷して、保存することとされている。

検討 所得税・法人税と消費税で電子取引の保存(データ保存)方法が異なることになると実務上の処理対応が煩雑になることが予想され、同一の電子取引の保存要件(データ保存のための要件)を充足した保存対応を行うことが望ましいと思われる。

事例5 令和4年度税制改正による宥恕措置

令和4年度制改正により、宥恕措置が設けられたとのことだが、具体的にはどのようなことか。

回答 下記の宥恕措置の整備が行われた。
電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置が講じられた。

また、上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続きを要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとされた。

検討 上述の宥恕措置の整備が行われたことにより、令和5年12月31日まで電子取引の保存要件(データ保存のための要件)を充足せず、従来と同様紙で出力して保管しておく方法を続けるという対応が予想されるが、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度(適格請求書保存制度)では、いわゆる電子インボイスの発行・保存が行われることが予想され、その準備のためにも、令和4年1月から電子取引の保存要件(データ保存のための要件)を充足した保存方法を徐々に実施していくことが必要であると思われる。

注)内容は、令和3年12月24日現在の法令等に基づいています。
本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。